

平成29年 労働者災害補償保険法

〔問 7〕 労災保険制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労災保険法による保険給付は、同法所定の手続により行政機関が保険給付の決定をすることにより給付の内容が具体的に定まり、受給者は、それ以前においては政府に対し具体的な一定の保険給付請求権を有しないとす
るのが、最高裁判所の判例の趣旨である。
- B 労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法
を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使とはいえ
ず、被災労働者又はその遺族の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有する
ものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたらないとするの
が、最高裁判所の判例の趣旨である。
- C 最高裁判所の判例においては、労災保険法第34条第1項が定める中小
事業主の特別加入の制度は、労働者に関し成立している労災保険の保険関
係を前提として、当該保険関係上、中小事業主又はその代表者を労働者と
みなすことにより、当該中小事業主又はその代表者に対する法の適用を可
能とする制度である旨解説している。
- D 保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはな
い。
- E 労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因と
なった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。

第49回(平成29年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

| | |
|--|---|
| (1) 合格基準 | |
| 本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。 | |
| ① | 選択式試験は、総得点24点以上かつ各科目3点以上(ただし、雇用保険法及び健康保険法は2点以上)である者 |
| ② | 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目4点以上(ただし、厚生年金保険法は3点以上)である者 |
| ※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。 | |
| (2) 配点 | |
| ① | 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。 |
| ② | 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。 |

2 試験問題の正答

| 出題形式 試験科目 | 選択式 | | | | | 択一式 | | | | | | | | | |
|---|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | A | B | C | D | E | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収 等に関する法律を含む) | ⑬ | ⑳ | ⑤ | ⑧ | ⑩ | A | D | C | D | B | E | B | C | B | C |